

# 鹿児島大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

鹿児島大学教育学部附属特別支援学校

## <はじめに>

学校教育において、いじめ問題が生徒指導上の喫緊の課題となっている。平成25年6月には、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」が公布され、本県においても、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携していじめの防止等に取り組むために「鹿児島県いじめ防止基本方針」が策定された。

そこで、本校では、全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本的な姿勢を共通理解すると共に、校内体制を整備して組織的にいじめ問題に取り組むことができるよう、「いじめ防止対策推進法」及び「鹿児島県いじめ防止基本方針」に基づき、「鹿児島大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条を参考）

## 2 いじめ防止の対策に関する基本的な考え方

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- いじめを重大な人権侵害ととらえ、いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立ち、早期発見に努め、学校、保護者、その他関係者の連携の下、解決に向けて組織的に、迅速かつ具体的に対策に取り組む。
- 教育活動全体を通じて、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、発達段階や障害特性に応じた指導を行い、児童生徒が十分に理解できるようにする。

### (1) いじめの防止

- ア 教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人が自分や他者のよさを認め合い、互いの存在を尊重して協力し合う、豊かな人間関係を育む。
- イ 命の教育を教育活動全体を通じて行い、児童生徒の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。
- ウ 教育活動全体を通じて指導を行い、人権尊重の視点から、「いじめは絶対に許されない。」という態度を育てる。

### (2) いじめの早期発見

- ア 学校での児童生徒の様子や教育相談などから、いじめ問題に関する実態把握を行い、全教職員で情報を共有する。
- イ 担任、養護教諭、関係機関などとの連携による相談体制の充実を図る。
- ウ 24時間電話相談「かごしま教育ホットライン24」の周知を行う。

(3) いじめへの早期対応

- ア いじめへの対応に当たっては、児童生徒や保護者の言葉に誠実に向き合うとともに、学校全体で迅速かつ組織的に対応する。
- イ 関係機関との連携を図り、必要に応じて外部人材を活用して対応する。
- ウ 学校と保護者が一体となった取組を推進する。

(4) 教職員の資質向上

- ア いじめの定義、いじめの態様、いじめの認知方法など、いじめ問題に関する教職員の共通理解を図る。
- イ いじめられている児童生徒の思いに寄り添い、軽微と思われることでもしっかりとすくい上げ、教職員全体で情報を共有する。
- ウ 『いじめ対策必携』（令和3年3月改訂、鹿児島県教育委員会）や、関係機関による研修会などを積極的に活用し、いじめを認知する方法や対処法などについて研修を行う。
- エ 児童生徒の生活に関わる最新の情報へ高い意識をもち保護者や関係機関と一丸となっていじめ防止に取り組む。

3 いじめ防止の対策の具体的な取組

(1) いじめに関する相談窓口（「いじめ防止対策推進法」第16条）

いじめの早期発見、早期対応、早期解決を図るため、具体的な窓口を設定する。

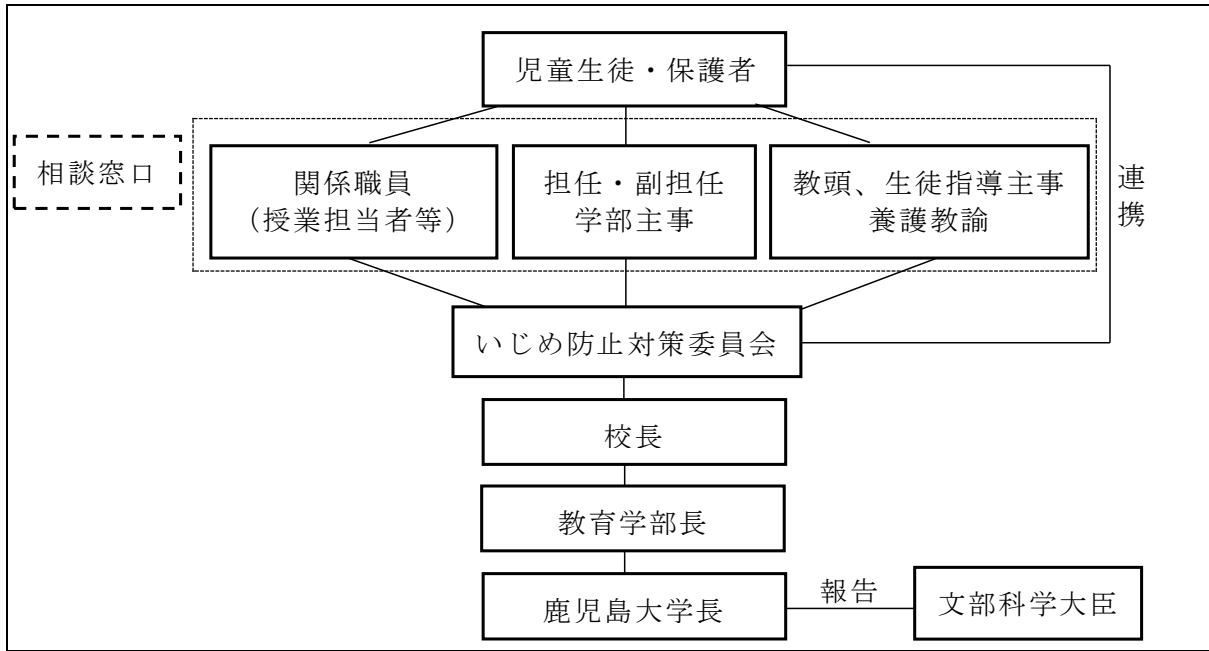
|  |
|--|
| <いじめの相談窓口><br>学級担任、副担任、関係職員（授業担当者等）学部主事、養護教諭、生徒指導主事、教頭 |
|--|

(2) 「いじめ防止対策委員会」の設置（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- ア 「いじめ防止対策委員会」設置の目的  
本校におけるいじめ防止等に関する措置実効的に行うため、「人権同和教育推進委員会」の中に「いじめ防止対策委員会」の機能を含めるとともにいじめが疑われる事案が発生した場合は、必要に応じて委員を緊急招集し、対応を協議する。
- イ 「いじめ防止対策委員会」の構成員  
校長、教頭、生徒指導主事、学部主事、養護教諭、その他必要に応じて関係者及び外部専門家
- ウ 「いじめ防止対策委員会」の取扱事項
  - (ア) 学校いじめ防止基本方針の作成及び見直し
  - (イ) 年間を通じた取組等についての検討
  - (ウ) 調査結果、報告等の情報整理・分析
  - (エ) いじめが疑われる事案の事実確認及び対応方針の決定
  - (オ) 配慮を要する児童生徒及び保護者への支援方針の決定
  - (カ) 「いじめ防止対策委員会」における役割分担

|          | 主 な 取 組   | 委員会において中心的な役割を果たす者                      |
|----------|---|---|
| 未然防止     | ○ 年間指導計画の作成<br>○ 研修会の企画・実施  | 生徒指導主事、養護教諭                             |
| 早期発見     | ○ 児童生徒及び保護者からの相談<br>○ 教育相談の実施・分析・報告   | 担任、副担任、関係職員（授業担当者等）、学部主事、養護教諭、生徒指導主事、教頭 |
| 早期対応     | ○ 被害児童生徒・保護者への支援<br>○ 加害児童生徒に対する継続的な指導及び観察  | 学部主事、生徒指導主事、養護教諭、担任、外部専門家               |
| 重大事態への対応 | いじめ防止対策推進法における重大事態（※）に該当する場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改定：文部科学省）に沿って対応する。<br>※ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法28条） |   |

(3) いじめに対する相談・指導体制



(4) いじめ防止対策年間指導計画

| 月  | 関連行事等  | 主な指導内容   |
|----|--|--|
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>職員会議（年間業務計画の確認）</li> <li>児童生徒引継ぎ（学部内、学部間）</li> <li>通学指導</li> <li>保護者教育相談</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>年度当初の指導についての共通理解</li> <li>委員会の基本方針の確認</li> <li>児童生徒の実態把握</li> <li>情報モラルについての授業</li> </ul> |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒総会</li> <li>運動会</li> <li>人権同和教育推進委員会（いじめ防止対策委員会）</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の実態把握</li> </ul>  |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>修学旅行（高等部）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の実態把握</li> </ul>  |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> <li>終業式</li> <li>関係機関との情報連携</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の実態把握</li> <li>教育相談の内容の把握・共有</li> <li>夏季休業中の交友関係の把握</li> <li>人権同和教育研修会①の実施</li> </ul> |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との情報連携</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>人権同和教育研修会②の実施</li> <li>ゲートキーパー等についての職員研修</li> </ul>                                       |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>通学指導</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の実態把握</li> </ul>  |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>デイキャンプ（小1組）</li> <li>校内宿泊（小2組）</li> <li>校外宿泊／修学旅行（小3組）</li> <li>校外宿泊／修学旅行（中2・中3）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の実態把握</li> </ul>  |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ふとくフェスティバル</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の実態把握</li> </ul>  |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>終業式</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の実態把握</li> <li>教育相談の内容の把握・共有</li> <li>冬季休業中の交友関係の把握</li> </ul>                        |
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>通学指導</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の実態把握</li> </ul>  |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>人権同和教育推進委員会（いじめ防止対策委員会）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の実態把握</li> </ul>  |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> <li>卒業式、修了式</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の実態把握</li> <li>教育相談の内容の把握・共有</li> <li>次年度年間指導計画案の作成、引継ぎ</li> </ul>                    |